

平成28年8月企業団議会定例会会議録

会 期 8月30日（火曜日）午後2時00分～午後2時40分

場 所 福島地方水道用水供給企業団すりかみ浄水場

出席議員（10名）

1番	高木克尚	2番	白川敏明
3番	村山国子	4番	須貝昌弘
5番	栗野啓二	6番	野地久夫
7番	安藤喜昭	9番	片平秀雄
10番	東海林一樹	11番	斎藤博美

欠席議員（1名）

8番 高橋一由

地方自治法第121条による出席者

企 業 長	小林香	理 事 二本松市長代理 上下水道部長	安 齋 健 一
理 事 伊達市長代理 上下水道部長	大 橋 留 政	理 事 桑折町長代理 上下水道課長	広 瀬 友 秀
理 事 国見町長代理 国見町副町長	佐 藤 弘 利	理 事 川俣町長代理 建設水道課長	斎 藤 和 弘
事 務 局 長	今 泉 繁	次 長 兼 施設管理課長	佐 藤 保 彦
総 務 課 長	柳 澤 正 俊		

事務局出席者

総 務 課 課長補佐兼 総務経理係長	渡 邊 明 範	施 設 管 理 課 課長補佐兼 施設第二係長	丹 治 朝 輝
総 務 課 契約管財係長	菅 野 幸 夫	施 設 管 理 課 施設第一係長	黒 澤 英 夫
施 設 管 理 課 水質管理係長	渡 辺 裕 志	総 務 課 主 査	押 見 新 一
総 務 課 主 査	二階堂 信	総 務 課 主 査	茂 木 強
総 務 課 主 査	藁 谷 明 洋		

1. 議事日程

- (1) 会議録署名議員の指名
- (2) 会期の決定
- (3) 議案第3号ないし第4号及び報告第1号の提出
- (4) 提案理由の説明
- (5) 一般質問
- (6) 討論、採決

2. 会議に付する事件

- (1) 会期の決定
- (2) 議案第3号 平成27年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定の件
- (3) 議案第4号 専決処分承認の件
- (4) 報告第1号 福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算の事故繰越しの件

午後2時 00分 開 会

議長(高木克尚) 定足数に達しておりますので、これより8月企業団議会定例会を開会いたします。

日程に従い会議録署名議員の指名をいたします。

5番、栗野啓二議員、11番、斎藤博美議員を指名いたします。

なお、8番、高橋一由議員より本日欠席の届け出がありました。

会期の決定をいたします。

会期は、本日、8月30日の1日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

ご異議ございませんので、会期は8月30日の1日間と決定いたしました。

なお、本日の議事日程は、お手元に配布した印刷物のとおりでありますので、ご了承願います。

議案等の説明を求めめるため、会期中、企業長以下必要と認める執行機関の職員の出席を求めるといたします。

ただいま企業長より、議案の提出がありました。

議案はお手元に配付の印刷物のとおりでありますので、ご了承願います。

これより、日程に従い、議案第3号ないし第4号及び報告第1号を一括して議題といたします。

企業長の提案理由の説明を求めます。

企業長(小林 香) 議長、企業長。

議長(高木克尚) 企業長。

【企業長(小林 香)登壇】

企業長(小林 香) 本日、ここに、8月企業団議会定例会の開会にあたりまして、台風10号に伴う風雨の中ご参集を賜り厚く御礼申し上げます。

説明に入らせていただく前に、現在接近しております台風10号に伴う対応が発生した場合、会議途中に企業長退席となる場合もありますことあらかじめご了承いただきたくお願い申し上げます。

それでは説明に入らせていただきます。

本定例会に提出いたしました案件は、平成27年度 福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定の件等の議案2件及び報告1件でございますが、これらの提案理由を申し上げるに先立ち、企業団の近況等についてご報告したいと存じます。

第2期事業運営計画の初年度となります平成28年度も、5カ月を経過するところでありますが、計画は概ね順調に実施されており、これもひとえに、皆様方のご理解とご支援の賜物と、深く感謝申し上げます次第であります。

また、企業団の創立30周年を記念いたしまして、6月の水道週間にすりかみ浄水場特別公開を実施いたしました。例年の一般公開で実施しております見学コースを拡大し、水がきれいになる過程を実際に見ていただくことにより、安全でおいしい水道水ができるまでの仕組みを、多くの方に理解していただくことができたものと考えております。

今後も、安全で安心なおいしい水の周知と安定供給に努めて参る所存であります。

次に、今回提出いたしました議案について、ご説明申し上げます。

議案第3号 平成27年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定の件につきましては、決算の認定について議決をお願いするものでありますが、監査委員の意見につきまして

は、附属書類のとおりでございます。

議案第4号 専決処分承認の件につきましては、平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度補正予算につきまして、専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。

報告第1号 福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算の事故繰越しの報告の件につきましては、水管橋耐震化補強工事における工期の延長によりまして、予算を平成 28 年度へ繰越したものでございます。

以上が、提出案件及び報告の概要でございますが、詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、よろしくご審議のうえ、議決を賜りますようお願い申し上げます。

事務局長(今泉 繁) 議長、事務局長。

議長(高木克尚) 事務局長。

【事務局長(今泉 繁)登壇】

事務局長(今泉 繁) それでは、お手元の議案書等に従いまして、ご説明申し上げます。

まず、議案書目次をお開き願います。議案は、第3号 平成 27 年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定の件、第4号 専決処分承認の件の2件でございます。報告は、第1号 福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算の事故繰越しの件の1件でございます。

まず、議案書の1ページをお開き願います。はじめに、議案第3号 平成 27 年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定の件につきまして、ご説明申し上げます。平成 27 年度の決算につきましては、地方公営企業法第 30 条第4項の規定により、議会の認定に付すものでございますが、その内容につきまして、別冊の決算書によりご説明を申し上げます。

決算書をご覧ください。はじめに、水道用水供給事業報告書からご説明申し上げます。決算書2ページをお開き願います。1、概況、(1)、総括事項の①、業務の状況、(イ)の水道用水供給事業でございますが、平成 27 年度の年間総送水量は、4,068 万 2,500 立法メートルで前年度と比較して、29 万 2,620 立法メートルの増となりました。また、年間総有収水量は、4,038 万 1,133 立法メートルで、前年度と比較しまして、27 万 8,000 立法メートルの増、当初予定水量と比較しまして、15 万 2,007 立法メートルの減となりましたが、有収率は、99.3%で前年度と同率となりました。給水収益は 35 億 4,872 万 8,118 円で、当初予算と比較して、699 万 1,882 円の減となっております。

続きまして、(ロ)の水質検査事業でございますが、構成団体の原水及び浄水の水質検査を受託し、水質検査手数料は 2,367 万 3,500 円で当初予算と比較して、70 万 7,500 円の増となっております。

次に、中ほどの②の財政状況でございますが、収益的収支は、水道用水供給事業収益 46 億 9,246 万 9,016 円に対しまして、水道用水供給事業費用は、44 億 1,858 万 6,646 円でございます。収支差し引き額 2 億 7,388 万 2,370 円が当年度純利益となり、前年度繰越欠損金から当年度純利益を差し引きました残額 10 億 2,117 万 9,445 円は、未処理欠損金として翌年度に繰り越すことになりました。

続いて、資本的収支でございますが、資本的収入 1,131 万 7,000 円に対しまして、資本的支出は、19 億 6,956 万 1,554 円となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 19 億 5,824 万 4,554 円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補てんしたものでございます。

次に、③の施設の耐震化でございますが、北八反田川水管橋ほか4橋の耐震化補強工事を実施いたしました。伏黒水管橋耐震化補強工事につきましては、暴風の影響により平成 28 年度へ事故繰

越しとなったものでございます。

次に、④の東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故への対応でございますが、福島県から、無償貸与を受けましたゲルマニウム半導体検出装置により放射性物質のモニタリング検査を実施し、結果をホームページに掲載する等、安全性について広く周知に努めたところでございます。

また、浄水場敷地内に保管を余儀なくされている浄水ケーキの早期処分については、全国水道企業団協議会や日本水道協会の協力を得ながら、国・県等関係機関への働きかけを引き続き行ったものでございます。

次に、3ページの(2)、議会議決事項でございますが、平成27年8月議会臨時会、平成27年8月議会定例会及び、平成28年2月議会定例会におきまして議決を賜りました案件は、記載のとおりでございます。

次に、(3)、職員に関する事項でございますが、特別職を除く職員数については、一般職22名で、内訳は記載のとおりでございます。

次に、4ページから5ページの2、工事、(1)、建設工事の概況及び(2)、保存工事の概況でございますが、100万円以上の工事は、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、6ページの3、業務、(1)のイ、業務量でございますが、取水量、送水量、有収率等を前年度との比較で記載してございます。

続いて、ロの業務内容でございますが、送水量、有効水量及び有収水量を月別に記載してございます。

また、次の7ページの上段の表は、構成団体別の年間総給水量、1日最大給水量及び1日平均給水量を示してございます。詳細は記載のとおりでございます。

続いて、7ページの中ほどから8ページにかけてのハの共同水質検査でございますが、福島県水道水質管理計画に基づきまして、企業団及び各構成団体の水質検査を企業団において、実施したものでございます。検査内容等の実施状況は記載のとおりでございます。

次に、9ページをお開き願います。(2)、事業収益に関する事項でございますが、イの事業収益は、営業収益と営業外収益を合わせまして、46億9,246万9,016円となり、ロの供給単価は、87円88銭となるものでございます。

次に、(3)、事業費用に関する事項でございますが、イの事業費用は、営業費用と営業外費用を合わせまして、44億1,858万6,646円となり、ロの給水原価は、109円42銭となるものでございます。

次に、10ページの4、会計でございますが、(1)、重要契約の要旨は、100万円以上のものを記載してございます。イの物品等の購入関係が5件、ロの工事請負関係が19件、ハの業務委託関係が21件となつてございまして、内容は記載のとおりでございます。

次に、12ページの(2)、企業債の概況でございますが、当年度分の償還高は、合計で18億1,091万7,794円でございます。そういたしまして、平成27年度末の未償還残高は合計で、210億6,427万7,512円となるものでございます。

次に、5、その他(1)、資産の譲渡等の対価以外の収入の用途についてでございますが、消費税法基本通達により、決算関係書類等でその用途を明らかにし、特定する必要がありますことから、記載したものでございます。

次に、水道用水供給事業会計決算について、ご説明申し上げます。14ページ、15ページをお開き下さい。はじめに、1、平成27年度決算報告書でございます。(1)、収益的収入及び支出でございます

が、収入の部、第1款、水道用水供給事業収益の予算額合計 49 億 6,892 万 8,000 円に対しまして、決算額は 49 億 7,826 万 357 円となり、予算額に比べ 933 万 2,357 円の増となったものでございます。これは、雑収益の原子力損害賠償金の増などによるものでございます。

続きまして、支出の部の第1款、水道用水供給事業費用の予算額合計 48 億 6,381 万 5,000 円に対しまして、決算額は 46 億 9,295 万 7,323 円となり、1億 7,085 万 7,677 円の不用額が発生したものでございます。

次に、16 ページ、17 ページをご覧ください。(2)、資本的収入及び支出におきまして、収入の部、第1款、資本的収入の予算額合計 1,269 万 1,000 円に対しまして、決算額は 1,131 万 7,000 円となり、予算額 に比べ 137 万 4,000 円の減となったものでございます。

続きまして、支出の部の第1款、資本的支出の予算額合計 21 億 1,129 万 4,440 円に対しまして、決算額は 19 億 6,956 万 1,554 円となり、1億 1,719 万 4,040 円を翌年度へ事故繰越しし、不用額は 2,453 万 8,846 円となったものでございます。

次に、19 ページをお開きください。2、損益計算書でございますが、これは、一営業期間における経営成績を表したものでございます。まず、営業収益は 35 億 7,240 万 1,618 円で、営業費用は 39 億 4,863 万 6,081 円となり、差引の営業損失は3億 7,623 万 4,463 円となるものでございます。また、営業外収益は 11 億 2,006 万 7,398 円、営業外費用は4億 6,995 万 565 円で、営業外利益が6億 5,011 万 6,833 円となり、経常利益は2億 7,388 万 2,370 円となるものでございます。その結果、当年度純利益は 2億 7,388 万 2,370 円となり、前年度繰越欠損金 12 億 9,506 万 1,815 円から差し引き、10 億 2,117 万 9,445 円が当年度未処理欠損金となるものでございます。

次に、20 ページ、21 ページをお開きください。3、剰余金計算書でございますが、表の一番下の欄、当年度末残高は、資本金及び資本剰余金合計については、前年度から変動がございません。欠損金は、当年度純利益の発生によりまして、当年度末残高の欄の当年度未処理欠損金は 10 億 2,117 万 9,445 円となるものでございます。そういたしまして、資本合計は、431 億 7,545 万 8,557 円となるものでございます。

次に、21 ページ下段の4、欠損金処理計算書でございますが、10 億 2,117 万 9,445 円が翌年度への繰越欠損金となるものでございます。

次に、22 ページ、23 ページをご覧ください。5、貸借対照表でございますが、これは、企業団の財政状態を表したものでございます。まず、資産の部、1、固定資産は減価償却累計額を控除した後の正味資産を表わしておりまして、有形固定資産 489 億 2,201 万 9,892 円、無形固定資産 526 億 5,499 万 8,119 円で固定資産の合計は 1,015 億 7,701 万 8,011 円でございます。続きまして、2、流動資産は、現金預金の期末残高と年度内に収入とならなかった平成 28 年3月分給水料金、水質検査手数料の営業未収金、水管橋耐震化補強工事に伴う工事負担金のその他未収金、貯蔵品、さらに前払金を合わせ、流動資産の合計は 82 億 5,338 万 1,222 円でございます。固定資産と流動資産を合わせた資産合計は 1,098 億 3,039 万 9,233 円でございます。

続きまして、23 ページの負債の部でございますが、3、固定負債は、企業債の 192 億 2,181 万 8,823 円で、4、流動負債は、企業債、未払金、引当金、その他流動負債合わせ、19 億 8,680 万 5,790 円となっております。さらに、5、繰延収益と合わせ、負債合計は 666 億 5,494 万 676 円でございます。

次に、資本の部でございますが、資本合計は 431 億 7,545 万 8,557 円で、20 ページから 21 ページの剰余金計算書のなかで説明申し上げましたとおりでございます。そういたしまして、負債資本合計で

1,098 億 3,039 万 9,233 円となり、資産合計と一致するものでございます。

次に、水道用水供給事業会計決算附属明細書をご説明申し上げます。

26 ページをお開きください。1、キャッシュ・フロー計算書でございますが、これは、一事業年度のキャッシュ・フロー、つまり現金の流れの状況を、業務活動、投資活動、財務活動に区分し、表したものでございます。

次に 27 ページから 29 ページの2、収益費用明細書でございますが、これは、決算内容を款、項、目、節ごとに表したものでございます。

次に、30 ページの3、固定資産明細書でございますが、これは、22 ページの貸借対照表でご説明申し上げました、有形、無形固定資産の明細でございます。

次に、31 ページから 34 ページの4、企業債明細書は起債内容及び償還状況を年次別に表わしたものでございます。

最後に、35 ページをお開きください。5、注記でございますが、ローマ数字のⅠ、重要な会計方針では、固定資産の減価償却方法など、1つの会計事実には複数の会計処理の方法が認められているものについて、当企業団が採用した会計処理の方法を明らかにしたものでございます。ローマ数字のⅡ、貸借対照表関連では、賞与及び法定福利費について、当該年度の支出額が明らかになるように、引当金の取崩額を明記しているものでございます。

以上が、決算書に関する説明でございます。なお、本決算につきましては、地方公営企業法第30条第2項による決算審査が行われておりまして、監査委員より別冊のとおり、決算審査意見書及び資金不足比率審査意見書が提出されております。また、資金不足比率についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告申し上げ、公表するものでございます。審査意見書の 21 ページをご覧ください。審査意見書の 21 ページには資金不足比率につきまして記載してございますが、平成 27 年度決算においても、資金不足はございませんでした。議案第3号の説明は、以上でございます。

それでは、また議案書に戻っていただきたいと思っております。

議案書の2ページをご覧ください。議案第4号 専決処分承認の件につきまして、ご説明申し上げます。議案第4号は、地方自治法第 179 条第1項の規定に基づき、専決処分いたしました平成 27 年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算及び平成 28 年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算につきまして、同条第3項の規定により、議会にご承認をお願いいたすものでございます。補正内容につきましては、企業団職員の派遣元でございます福島市及び伊達市の給与改定によるもので、改定期が3月下旬となったことから、企業長の専決により対処したものであります。給与改定の内容は、給料が平均 0.08%、勤勉手当が 0.1 月分それぞれ引き上げになったものです。

3ページをご覧ください。専決第1号 平成 27 年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算第3号でございます。第1条から第3条でなります補正予算の内容でございますが、第2条、収益的収入及び支出の支出におきまして、営業費用 162 万円を増額いたし、第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費におきまして、給与費 162 万円を増額いたしたものでございます。詳細につきまして、5ページから 12 ページの補正予算説明により、ご説明申し上げます。

はじめに6ページをお開き願います。補正予算の内容でございますが、収益的収支の支出におきまして、給与改定により営業費用 162 万円を増額いたしたものでございます。急を要しますことから、企業

長において専決処分いたしましたものでございます。

7ページは補正予算実施計画でございます。要点をご説明申し上げます。収益的収入及び支出の支出でございますが、第1款、水道用水供給事業費用、第1項の営業費用におきまして、職員派遣元である福島市及び伊達市の給与改定によりまして、原水及び浄水費 64 万 5,000 円、送水費 27 万 6,000 円、総係費 69 万 9,000 円を増額いたしましたものでございます。8ページは予定キャッシュ・フロー計算書でございます。人件費支出の増額によりまして、補正後の資金期末残高は75億4,788万1,000円となるものと見込んだものでございます。

9ページから 10 ページは、給与費明細書でございます。詳細は記載のとおりでございますので、ご参照願います。

11 ページから 12 ページは、補正予算説明でございます。これは、収益的収支の補正額につきまして、節ごとに説明いたしましたものでございます。詳細は記載のとおりでございますので、ご参照願います。

次に、13 ページ専決第2号 平成 28 年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算第1号でございます。第1条から第3条でなります補正予算の内容でございますが、第2条、収益的収入及び支出の支出におきまして、営業費用 193 万円を増額いたし、第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費におきまして、給与費 193 万円を増額いたしましたものでございます。詳細につきまして、15 ページから 22 ページの補正予算説明により、ご説明申し上げます。

はじめに 16 ページをお開き願います。補正予算の内容でございますが、収益的収支の支出におきまして、給与改定により営業費用 193 万円を増額いたしましたものでございまして、急を要しますことから、企業長において専決処分いたしましたものでございます。

17 ページは補正予算実施計画でございます。収益的収入及び支出の支出でございますが、第1款、水道用水供給事業費用、第1項の営業費用におきまして、職員派遣元の給与改定によりまして、原水及び浄水費 65 万円、送水費 28 万 6,000 円、総係費 99 万 4,000 円を増額いたしましたものでございます。

18 ページは予定キャッシュ・フロー計算書でございます。人件費支出の増額によりまして、補正後の資金期末残高は 67 億 1,017 万 4,000 円となるものと見込んだものでございます。

19 ページから 20 ページは、給与費明細書でございます。

21 ページから 22 ページは、補正予算説明でございます。

議案第4号の説明は、以上でございます。

次に、23 ページ、報告第1号 福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算の事故繰越しの件をご説明申し上げます。24 ページをお開きいただきたいと思っております。予算繰越計算書でございます。伏黒水管橋耐震化補強事業でございますが、表の1番右、説明欄に記載のとおり、3月の暴風のため工期延長となりまして、平成 27 年度の予算計上額1億 1,719 万 4,040 円を、翌年度、平成 28 年度へ事故繰り越しいたしたものでございます。

報告第1号の説明は、以上でございます。

以上、議案2件並びに報告1件につきまして、ご説明申し上げました。

よろしく願い申し上げます。

議長(高木克尚) 日程に従い、これより一般質問に入ります。

8月26日午前11時までの締め切りまでの通告者は8番、高橋一由議員でしたが、本日欠席のため、一般質問通告はありません。よって、本定例会の一般質問は終結いたします。

これより討論に移ります。意見のある方はお述べください。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(高木克尚) 発言がありませんので、討論を終結し、直ちに採決したいと考えますがご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(高木克尚) ご異議ございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号 平成 27 年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定の件につきまして、決算のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

議長(高木克尚) 起立多数。

よって、議案第3号につきましては、原案のとおり認定されました。

続きまして、議案第4号 専決処分承認の件につきまして、専決のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

議長(高木克尚) 起立多数。

よって、議案第4号につきましては、専決のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして、本定例会の日程はすべて終了いたしました。

本定例会は、これをもって閉会いたします。

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためここに署名する。

福島地方水道用水供給企業団議会議長

議員

議員